

# 支柱省略工事の新しい取扱いについて

鹿児島県浄化槽推進市町村協議会では、支柱省略工事の取扱いについて、新しく2つの基準を追加するとして各市町村及び環境保全協会に通知しました。

新しくなった工事基準は下記の通りです。(\_\_\_\_\_部分が追加箇所)

## 駐車場設置時の支柱省略工事の基準

### (1) 支柱省略工事を行うことができる要件

- ① 日本建築センターの駐車場設置に関するFRP評定を取得した浄化槽であること。
- ② 駐車する車両の総重量（積載重量を含む）が2,000kg以下であること。
- ③ 原則として戸建ての専用住宅であること。
- ④ 貸家住宅又は建売住宅でないこと。
- ⑤ 不特定の車両が利用する駐車場でないこと。（来客用駐車場は不可）
- ⑥ 原則として車1台分の幅の駐車場であること。（縦に複数台並ぶ駐車場は可）

### (2) 支柱省略工事を行う場合の工事仕様

- ① マンホールの上に車輪が直接乗らない位置に浄化槽を設置すること。
- ② 上部スラブの広さは、メーカーの指示する仕様とすること。
- ③ 上部スラブの高さ及び配筋等の仕様並びに基礎底盤工事の仕様は、「浄化槽適正工事マニュアル」の標準施工の場合以上とすること。
- ④ 車両総重量（積載重量を含む）が2,000kgを超える車は駐車できないことを表示したプレート（耐候性、耐久性を備えたもの）を駐車場の見やすい位置に設置すること。（取り付け位置は、上部スラブのマンホール間とする。）
- ⑤ 浄化槽メーカーから特に指示がある事項はそれによること。
- ⑥ その他の工事仕様は、「浄化槽適正工事マニュアル」によること。

### (3) 設置届出書等への添付書類

- ① 「一般財団法人日本建築センターのFRP評定書」
- ② 「メーカーが発行する支柱省略工事を行う場合の工事仕様書」

### (4) 支柱省略工事を行う場合の設置者への説明等

- ① 設置者に対して、浄化槽上部に駐車できる車両の条件や施工上の制約があること等について、鹿児島県浄化槽推進市町村協議会が作成した「支柱省略工事を行う場合の説明書・確認書」により説明すること。

- （ ・ 設置者に十分説明し、理解していただいた場合は☑をしてもらう。  
・ 上記用紙の下部に説明者及び設置者の署名捺印をする。 ）

- ② 浄化槽工事業者が直接説明することができない場合は、建築業者などの担当者が説明することでもよい。
- ③ 補助事業対象工事の場合は、同用紙を市町村に提出する。

### (5) 工事完了後

- ① 「支柱省略工事の完了チェックリスト」により自ら工事の状況をチェックするとともに市町村に提出する。
- ② 「支柱省略工事の状況を示す写真」を作成し市町村に提出する。